

## 令和6年度 第一学期転学・編入学募集 実施要項

### 1 目的

高等学校等入学後の進路変更希望に応え、中途退学の未然防止を図るとともに、教育を受ける機会を確保する。

### 2 募集人数

	新2学年	新3学年
区分1（転勤枠）	1	1
区分2（一般枠）	1	2
海外帰国生徒対象	3	3

### 3 募集の日程

願書受付	令和6年3月11日（月）9時00分～15時00分
	令和6年3月12日（火）9時00分～12時00分
選抜日及び合格発表日	令和6年3月13日（水）

### 4 応募資格

都立高校の補欠募集（転学・編入学）に応募できる者は、次の(1)又は(2)に該当し、かつ(3)の要件を備えている者とする。

#### (1) 転学

高等学校に在籍している者

#### (2) 編入学

次のいずれかに該当する者

ア 高等学校等において第一学年相当以上の単位数を修得した後、退学した者

イ 外国において学校教育における10年以上の課程に在籍している者又は10年以上の課程を修了した者

ウ 中等教育学校の後期課程、高等専門学校（以下「高専」という。）又は特別支援学校高等部に在籍している者

#### (3) 住所要件及び保護者の要件

ア 全日制課程

保護者（本人に対し親権を行う者であって、原則として父母、父母のどちらかがいない場合は父又は母のどちらか一方、親権を行う者が死別等でいない場合は後見人をいう。以下同じ。）と同居している者で、都内に住所を有し、入学後も引き続き都内から通学することが確実な者、又は都外在住者で保護者とともに入学期までに都内に転入することが確実な者で入学後も引き続き都内から通学する者。ただし、保護者の要件について、上記に当てはまらない場合に、特別の事情として認められる事情及び必要書類等は、別紙1のとおり。

### 5 募集区分

ア 募集区分1（転勤者生徒特別枠）

保護者の転勤等に伴う、都外及び海外からの一家転住者で応募資格を有する者

イ 募集区分2（転入者特別枠及び一般募集枠）

応募資格を有する者（募集区分1に該当する者を含む。）

ウ 海外帰国生徒対象

### 6 出願方法

#### (1) 転学

ア 転学前と同一課程及び同一学科の都立高校へ出願を原則とするが、第1学年の第二学期転学・編入学募集では、転学前と異なる課程又は異なる学科の都立高校へ出願することができる。第1学年の第三学期以降の転学・編入学募集では、転学後、卒業に必要な単位の履修及び修得が可能であると志願先の都立高校長が認める場合は、異なる課程又は異なる学科の都立高校へ出願することができる。

イ 都立高校全日制在籍者が、他の都立高校全日制に転学を希望する場合は、在籍している都立高校長及び志願予定先の都立高校長が、転学・編入学募集の目的に照らして、他の学校に転学する必要性があり、学習の機会を継続する上で真に必要と認める場合に限り、1年度間に1回を原則として、出願について各都立高校長の承認を得た上で、転学・編入学募集に出願することができる。

ウ 最初に合格した都立高校へ入学することを条件に、同一募集時期の複数の都立高校に出願することができる。いずれかの都立高校に合格した場合、入学手続を行ってなくても、その日以降の受検はできない。

なお、編入学についても同様の取扱いとする。

## (2) 編入学

ア 高等学校等において第一学年相当以上の単位数を修得した後、退学した者

各学年の第一学期転学・編入学募集に限り、志願者の修得単位数に応じて相当学年の転学・編入学募集に出願することができる。

イ 外国において学校教育における10年以上の課程に在籍している者又は10年以上の課程を修了した者で、次の(ア)から(エ)までのいずれかに該当する者。ただし、次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する者は、帰国の際に当該学校教育を中断又は修了した場合に限り、帰国後、直近の転学・編入学募集に限り出願することができる。

なお、年齢相当学年より上の学年に出願することはできない。

(ア) 日本国籍を有し、保護者に伴って海外に在住している者又は在住していた者のうち、保護者に伴った外国における連続した在住期間が2年以上のもの（連続した2箇学年の課程を修了する見込みの者を含む。）で、かつ、帰国後1年以内のものは、志願者の修得単位数に応じて各学期に行う相当学年の海外帰国生徒対象の募集及び海外帰国生徒対象以外の募集に出願することができる。

(イ) 日本国籍を有し、保護者に伴って海外に在住している者又は在住していた者のうち、保護者に伴った外国における連続した在住期間が2年未満のものは、志願者の修得単位数に応じて各学期に行う相当学年の海外帰国生徒対象以外の募集に出願することができる。

なお、海外帰国生徒対象の募集に出願することはできない。

(ウ) 日本国籍を有し、保護者に伴う海外在住以外の事情により海外から帰国した者は、志願者の修得単位数に応じて各学期に行う相当学年の海外帰国生徒対象以外の募集に出願することができる。ただし、第一学期以外の募集においては、外国における連続した在住期間が1年以上の者（1箇学年の課程を修了する見込みの者を含む。）とする。

なお、海外帰国生徒対象の募集に出願することはできない。

(エ) 外国籍を有し、海外に在住している者又は在住していた者は、各学年の第一学期転学・編入学募集に限り、志願者の修得単位数に応じて相当学年の転学・編入学募集に出願することができる。

ウ 中等教育学校の後期課程、高専又は特別支援学校の高等部に在籍している者

(ア) 中等教育学校の後期課程からの編入学

中等教育学校の後期課程に在籍している者が都立高校に編入学を志願する場合は、転学に準じて扱う。

(イ) 高専又は特別支援学校の高等部から全日制への編入学

全日制への出願については、第1学年の第二学期転学・編入学募集に限り出願することができる。ただし、編入学後、卒業に必要な単位の履修及び修得が可能であると志願先の都立高校長が認める場合については、各学年の第一学期転学・編入学募集に限り、志願者の修得単位数に応じて相当学年の転学・編入学募集に出願することができる。

(ウ) 高専又は特別支援学校の高等部から定時制又は通信制への編入学

編入学後、卒業に必要な単位の履修及び修得が可能であると志願先の都立高校長が認める場合については、志願者の修得単位数に応じて各学期に行う相当学年の募集に出願することができる。

## (3) 出願に要する書類等

ア 入学願書

イ 住所等を証明する書類（都内在住者）

志願者及び保護者の住所が確認できるもの（住民票記載事項証明書等）

ウ 転居を証明する書類（都外在住者で入学日までに都内に転入することが確実な者）

契約書の写し（売買、賃貸）等を添付した保護者の申立書（転居先住所と転居理由を明記したもの）

募集区分1（転勤者生徒特別枠）に出願する場合は、原則として、転勤証明書（転勤の内示証明又は辞令の写し等）を添付する。

なお、写しの場合は原本を持参し、確認後返却を受けること。

エ 転学照会書（転学のみ）

オ 高等学校の在籍等を証明する書類

在籍する高等学校の在学証明書及び在籍する高等学校の単位修得証明書・成績証明書

なお、編入学の扱いにより出願する者は、最終在籍校の単位修得証明書のみ

カ 特別の事情を示す書類（保護者が父母であり、父母のどちらか一方が特別の事情により志願者と同居できない場合のみ）

理由書（父又は母が志願者と都内に同居できない特別の事情及び志願者が父母のどちらか一方と都内に同居した方が身上監護を受けられる理由を明記したもの）及び父母のどちらか一方が都内に志願者と同居できない理由

を証明する書類

なお、特別の事情として認められる事情及び必要書類等については、別紙1のとおり。

- キ 海外における勤務証明書等、保護者が帰国できない理由を証明する書類（海外からの帰国生徒で、保護者のどちらか一方が帰国できない場合又は志願者のみが帰国する場合）
- ク 身元引受人承諾書（海外からの帰国生徒で、志願者のみが帰国する場合）
- ケ 入学考査料

志願者は、東京都立学校の授業料等徴収条例に定める入学考査料を、入学願書を提出する際に納付しなければならない。

全日制 2,200円

- コ 転学理由書（区分2に応募する場合のみで日野台高校所定の用紙）  
成績証明書とともに厳封のこと。

## 7 検査当日時程

集 合	8時30分
国 語	8時50分 ～ 9時40分
数 学	10時00分 ～ 10時50分
英 語	11時10分 ～ 12時00分
面 接	12時20分 ～
発表(予定)	15時00分
入学手続等	15時00分(発表時刻) ～

## 8 その他

- (1) 検査当日には、筆記用具、受検票を持参すること。本校は一足制なので上履きは不要。
- (2) 総合成績により、合格者数が募集人数に達しないことや合格者が出ないこともある。
- (3) 携帯電話やスマートフォンなどの情報通信機器の校内での使用は禁止されています。持ち込んだ場合は集合時に回収し検査終了後に返却します。
- (5) 詳細は出願時に配布する資料を参照のこと。

## 9 問い合わせ先

東京都立日野台高等学校

〒191-0061

東京都日野市大坂上4-16-1

TEL 042-582-2511

### 特別の事情として認められる事情及び必要書類等

#### 1 都立高校全日課程に在籍している者が全日課程への転学を志願する場合

全日課程の転学・編入学募集への応募資格は、保護者が父母である場合、父母両方と都内に同居することが原則であるが、都立高校全日課程に在籍している者は、父母のどちらか一方又は父と母が都内に志願者と同居していない場合であっても、入学時や在籍中にその事情を確認し入学及び在籍が認められていることから、転学・編入学募集においては、父母のどちらか一方又は父と母が都内に志願者と同居していない場合であっても、転学・編入学募集への応募資格を認める。

#### 2 都立高校全日課程以外に在籍している者が都立高校全日課程への転学を志願する場合又は編入学を志願する場合

保護者が父母である場合、志願者が、父母両方と都内に同居し、入学後も引き続き都内に同居することが原則である。一時的に都内に住所を有し、入学後、都外に、志願者、保護者又は志願者と保護者が転居する予定のある場合には、応募することはできない。

なお、保護者が父母である場合、父母のどちらか一方が特別の事情により都内に志願者と同居できないときは、必要書類を提出し、応募資格の審査を受けた上で、応募資格が認められることがある。どのような場合でも認められるということではない。特別の事情として認められる事情及び必要書類は、次のとおりである。

父母の一方が都内に志願者と同居できない特別の事情	父母のどちらか一方が都内に志願者と同居できない理由を証明する書類
<p>父母のどちらか一方が都内に志願者と同居できない理由が、<u>介護、病気療養（又は出産）</u>のためであり、志願者にとって、都内に転入（在住）する一方の保護者と同居した方が身上監護を受けられる場合</p> <p>※ 介護については、志願者の2親等内の親族が、要介護2、3、4、5である場合を対象とする。要介護1、要支援1、2である場合、対象とはならない。</p> <p>※ 病気療養については、志願者の保護者及び志願者の兄弟姉妹が病気療養中である場合を対象とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・〔介護の場合〕 介護保険被保険者証の原本又は写し</li> <li>・〔病気療養の場合〕 医師の診断書（都内に転入できない理由が記載されているもの）</li> <li>・〔出産の場合〕 母子健康手帳の原本又は写し</li> </ul> <p>※ 写しの場合は、原本を持参し、確認後返却を受けること。</p>
<p>父母のどちらか一方が都内に転入する理由が、<u>介護</u>のためであり、志願者にとって、都内に転入する一方の保護者と同居した方が身上監護を受けられる場合</p> <p>※ 介護については、志願者の2親等内の親族が、要介護2、3、4、5である場合を対象とする。要介護1、要支援1、2である場合、対象とはならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険被保険者証の原本又は写し</li> <li>・〔都内に転入できない父又は母〕 他道府県における勤務証明書等</li> </ul> <p>※ 写しの場合は、原本を持参し、確認後返却を受けること。</p>
<p>父母のどちらか一方が都内に志願者と同居できない理由が、<u>父と母が離婚調停中</u>のためであり、志願者にとって、都内に転入（在住）する一方の保護者と同居した方が身上監護を受けられる場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事件係属証明書等</li> </ul>
<p>日本国籍を有する志願者が父母とともに海外に在住しており、父母のどちらか一方が都内に転入することができない理由が、<u>海外勤務の継続</u>のためであり、志願者にとって、都内に転入する一方の保護者と同居した方が身上監護を受けられる場合</p> <p>※ 父母の両方が帰国できない場合は、保護者に代わる都内在住の身元引受人がいること、保護者が志願者の入学後1年以内に帰国し、都内に志願者と同居することが必要。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海外における勤務証明書等</li> </ul>